

第60回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年6月24日（金曜日）午前10時
（受付開始 午前9時30分）

開催場所

東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー
ベルサール東京日本橋 5階コンファレンスセンター

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症への感染リスク回避のため、ご来場には慎重なご判断をお願い申し上げます。

また、今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は当社ウェブサイト (<https://www.ines.co.jp/>) に掲載いたしますのでご確認くださいませようお願い申し上げます。

目次

第60回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
(提供書面)	
事業報告	18
連結計算書類	36
計算書類	38
監査報告	40

招集ご通知がスマホでも！



パソコン・スマートフォン
からでも招集ご通知がご覧
いただけます。



<https://p.sokai.jp/9742/>

株主の皆様へ

東京都中央区晴海三丁目10番1号
株式会社アイネス
代表取締役社長 吉村 晃一

第60回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第60回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、3ページから4ページまでに記載の議決権行使についてのご案内をご確認いただき、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー
ベルサール東京日本橋 5階コンファレンスセンター
3. 目的事項
報告事項 (1) 第60期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
事業報告、連結計算書類ならびに
会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果の報告の件
(2) 第60期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
計算書類の報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役6名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

4. インターネットによる開示

(1) 次の事項につきましては、法令および当社定款第17条の定めに基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

【事業報告】 業務の適正を確保するための体制および運用状況

【連結計算書類】 連結株主資本等変動計算書

連結注記表

【計算書類】 株主資本等変動計算書

個別注記表

(2) 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に記載した事項を修正する必要がある場合には、修正内容を当社ウェブサイトに掲載して周知させていただきます。

当社ウェブサイト <https://www.ines.co.jp/>

5. インターネットによるライブ配信のご案内

株主総会会場に来場されなくとも、株主総会の模様をご視聴いただけるようインターネットによるライブ配信を行います。

なお、本ライブ配信では議決権の行使や質問等を行うことはできません。株主総会前日までに、インターネットまたは書面（郵送）による事前の議決権のご行使をお願い申し上げます。

当日になりましたら、下記の当社ウェブサイトにアクセスしていただき、株主総会ライブ配信の案内に従ってログインしてください。なお、ログインID・パスワードの公開や第三者提供は固くお断りいたします。

当社ウェブサイト <https://www.ines.co.jp/>

ログインID：議決権行使書に記載の株主番号（8桁）

パスワード：

【注意事項】

- ・ご使用の機器、通信環境の状況により、ご視聴いただけない場合がございます。
- ・ご視聴いただく際の通信料金等は、株主様のご負担となります。
- ・ライブ配信映像や音声データの保存、SNS等での投稿等をご遠慮ください。
- ・当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに可能な限り配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。予めご了承ください。
- ・何らかの事情によりライブ配信を中止とする場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。


以上



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

ご推奨



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月23日(木曜日)
午後5時20分入力完了分まで

ご推奨



書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入の上、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2022年6月23日(木曜日)
午後5時20分到着分まで



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(*1)

日時

2022年6月24日(金曜日)
午前10時(受付開始:午前9時30分)

*1 代理人によるご出席の場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人とし、代理権を証明する書面のご提出を必要といたします。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX 股

XXXXXXXXXX年X月X日

1. _____

2. _____

〇〇〇〇〇〇

通常日現在のご所有株式数 XX 株

議決権の数 XX 股

ログイン用QRコード

ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX

パスワード XXXXX

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第1、2、4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書はイメージです。

書面(郵送)およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使とさせていただきます。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

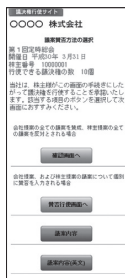
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

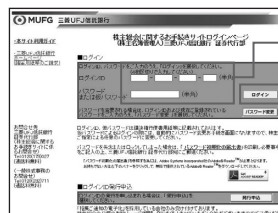
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.muftg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

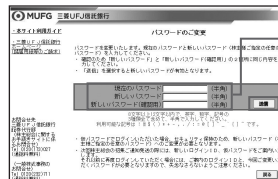
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要施策の一つとして位置付け、安定した配当を継続的に実施することを基本方針とし、業績および経営環境等を総合的に勘案し、配当を行っております。

上記の基本方針を踏まえ、当期の期末配当につきましても、株主の皆様への利益還元をより充実させていただくため、次のとおりといたします。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金20円 総額 415,859,980円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月27日

なお、2021年12月3日に、中間配当として1株につき金20円をお支払いいたしておりますので、当期の配当は、年額で金40円となります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 自然災害や不測の事故に備え、株主総会の開催場所の選択肢を広げるため、株主総会の招集地を限定する現行定款第15条（開催場所）を削除するものであります。なお、当該削除に伴い、現行定款第16条以下を1条ずつ繰り上げるものといたします。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。
 - ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
 - ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
 - ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。
- (3) 2015年6月26日開催の第53回定時株主総会の終結の時をもって、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の基本方針を更新しないこととしたため、現行定款第18条（株主総会決議事項）を削除するものであります。なお、当該削除に伴い、現行定款第19条以下を1条ずつ繰り上げるものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第14条 (条文省略)</p> <p><u>(開催場所)</u></p> <p>第15条 当社は、神奈川県または東京都において株主総会を開催する。</p> <p>第16条 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類(当該連結計算書類に係る会計監査報告または監査報告を含む。)に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示するところにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p><u>(株主総会決議事項)</u></p> <p>第18条 当社の株主総会においては、法令または定款に別段の定めある事項をその決議により定めるほか、買収防衛策の基本方針をその決議により定めることができる。</p>	<p>第1条～第14条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 <u>当社は、新株予約権無償割当てに関する事項について、取締役会の決議による場合のほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定することができる。</u></p> <p>3 <u>第1項における買収防衛策とは、当社が資金調達または業務提携などの事業目的を主要な目的とせず、新株または新株予約権の発行を行うことにより当社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある者による買収が開始される前に導入されるものをいう。また、導入とは、買収防衛策としての新株または新株予約権の発行決議を行うなど買収防衛策の具体的内容を決定することをいう。</u></p> <p>第19条～第49条（条文省略）</p> <p><u>(付則)</u></p> <p>1 <u>この定款変更の効力発生日は、株主総会の決議の日とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>第17条～第47条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p>第1条 <u>変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>3 <u>本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位および担当	属性			2021年度取締役会出席状況
1	よしむら こういち 吉村 晃一	代表取締役社長	再任			11回/11回（100%）
2	つかほら すずむ 塚原 進	取締役専務執行役員	再任			11回/11回（100%）
3	おおもり きょうた 大森 京太	社外取締役	再任	社外	独立役員	11回/11回（100%）
4	きん ぐん 金 群	社外取締役	再任	社外	独立役員	11回/11回（100%）
5	むらかみ かなこ 村上 嘉奈子	—	新任	社外	独立役員	—
6	さとう のぶき 佐藤 信行	—	新任	社外	独立役員	—



所有する当社株式数

24,687株

取締役在任期間

(本総会終結時) 8年

取締役会出席状況

11/11回 (100%)

候補者番号

1

よし むら こう いち
吉村 晃一

(1965年10月25日生)

再任

【略歴、当社における地位および担当】

1988年 4月 当社入社
2010年 8月 当社金融システム事業部生保システム本部長
2013年 4月 当社執行役員金融システム事業部長
2014年 6月 当社取締役執行役員金融システム事業部長
2016年 4月 当社取締役執行役員ITソリューション本部長
2018年 4月 当社取締役執行役員公共ソリューション本部長
2019年 4月 当社取締役常務執行役員公共ソリューション本部長
2020年 4月 当社代表取締役社長 (現任)

【重要な兼職の状況】

なし

取締役候補者とした理由

候補者は、2014年度から取締役執行役員として、当社の公共・金融・産業の各事業分野の責任者を歴任するなど、当社の事業全般に精通すると共に、各事業の推進に多大な貢献をしております。また、2020年度からは、代表取締役社長として、当社全体を牽引しております。今後の当社および当社グループの経営においても、その豊富な業務経験と広範な見識をもって、当社の中期経営計画を牽引・主導し、業績については企業価値の向上を果たされるものと期待できることから、引き続き取締役としてご選任をお願いするものであります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告



所有する当社株式数

22,967株

取締役在任期間

(本総会終結時) 7年

取締役会出席状況

11/11回 (100%)

候補者番号

2

つかはら
塚原

すすむ
進

(1961年4月8日生)

再任

[略歴、当社における地位および担当]

1985年4月 株式会社三菱銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行) 入行
2005年6月 同行総合企画室次長
2008年5月 同行企画部主計室室長
2014年11月 当社執行役員財務本部長
2015年6月 当社取締役常務執行役員財務本部長
2021年4月 当社取締役専務執行役員(現任)

[重要な兼職の状況]

なし

取締役候補者とした理由

候補者は、長年にわたり金融関係の業務および企業経営に携わり、当社においても、2015年度から取締役常務執行役員、2021年度から取締役専務執行役員として、財務戦略・資本戦略を軸に、持続的かつ安定した収益体制の構築に取り組むなど、当社および当社グループの経営に貢献してまいりました。今後の経営においても、その豊富な経験と高い見識をもって、当社の中期経営計画を推進し、業績ひいては企業価値の向上を果たされるものと期待できることから、引き続き取締役としてご選任をお願いするものであります。



所有する当社株式数

0株

社外取締役在任期間

(本総会終結時) 4年

取締役会出席状況

11/11回 (100%)

候補者番号

3

お お も り き ょ う た
大 森 京 太 (1948年3月14日生)

再任

社外

独立役員

【略歴、当社における地位および担当】

1972年4月 株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行
 2003年6月 株式会社東京三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）常務取締役
 2004年5月 同行常務執行役員米州本部長（在ニューヨーク）
 2007年10月 株式会社三菱東京UFJ銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）専務執行役員
 2008年6月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役副社長
 2010年12月 株式会社三菱総合研究所代表取締役社長
 2011年7月 三菱総研DCS株式会社取締役会長
 2015年6月 NCS&A株式会社社外取締役（現任）
 2016年12月 株式会社三菱総合研究所代表取締役会長
 2017年12月 同社取締役会長
 2017年12月 三菱総研DCS株式会社取締役
 2018年6月 当社社外取締役（現任）
 2021年12月 株式会社三菱総合研究所特別顧問

【重要な兼職の状況】

株式会社三菱総合研究所特別顧問
 NCS&A株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者は、金融業およびITサービス業において、長年にわたり企業経営に携わり、当社においては、2018年度から社外取締役として、これまでの経歴を通じて培った経営の専門家としての豊富な経験と高い見識に基づき、当社および当社グループの経営の適切な監督を行っていただいております。今後も当社および当社グループの適切な監督を行っていただけると期待し、引き続き社外取締役としてご選任をお願いするものであります。

独立性に関する事項

候補者が2021年12月まで取締役として在任していた株式会社三菱総合研究所と当社との2021年度の取引規模は、売上高は当社連結売上高の0.7%未満、仕入高は当社連結売上原価の0.3%未満です。また、2018年12月まで取締役として在任していた三菱総研DCS株式会社と当社との2021年度の取引規模は、売上高は当社連結売上高の0.4%未満、仕入高は当社連結売上原価の0.3%未満であり、同氏の独立性は十分に確保されるものと判断しております。

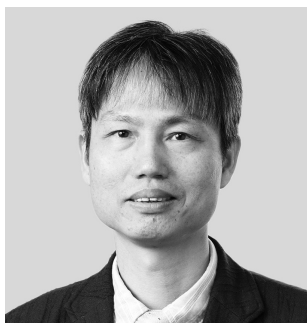
招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告



所有する当社株式数

0株

社外取締役在任期間

(本総会最終時) 2年

取締役会出席状況

11/11回 (100%)

候補者番号

4

きん
金

ぐん
群

(1962年9月27日生)

再任

社外

独立役員

【略歴、当社における地位および担当】

1984年12月 中国杭州電子科技大学 計算機科学科助教、専任講師
1995年4月 徳島大学 工学部知能情報工学科 助教授
1999年4月 会津大学 コンピュータ理工学部ソフトウェア学科 助教授
2003年4月 早稲田大学 人間科学学術院 人間情報科学科 教授 (現任)
2018年9月 早稲田大学 人間科学学術院 副学術院長 (国際担当)
2018年9月 早稲田大学 大学院 人間科学研究科長
2020年6月 当社社外取締役 (現任)

【重要な兼職の状況】

早稲田大学 人間科学学術院 人間情報科学科 教授

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、長年にわたり大学においてコンピュータサイエンスの動向・適用分野についての研究に携わり、その技術・事業に関する専門的な知識・経験を有しております。当社においては、2020年度から社外取締役として、これまでの経歴を通じて培われた専門的知識および経験に基づき、当社および当社グループの経営の適切な監督を行っていただいております。今後も当社および当社グループの適切な監督を行っていただけると期待し、引き続き社外取締役としてご選任をお願いするものであります。

独立性に関する事項

当社は、候補者が教授を務める早稲田大学に新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済困窮学生への支援のための寄付を行っております。また、当社の子会社である株式会社アイネス総合研究所と早稲田大学との間には共同研究に関する契約がありますが、その取引額は当社連結売上原価の0.1%未満です。したがって、独立性は十分に確保されるものと判断しております。



所有する当社株式数

0株

候補者番号

5

むらかみ かなこ
村上 嘉奈子

(1978年3月13日生)

(戸籍上の氏名：佐藤 嘉奈子)

新任

社外

独立役員

【略歴、当社における地位および担当】

- 2001年10月 弁護士登録(第二東京弁護士会)(現在)
のぞみ総合法律事務所入所
- 2012年11月 東京都生活衛生審議会委員
- 2020年6月 新生信託銀行株式会社 社外監査役(現任)
- 2021年4月 のぞみ総合法律事務所パートナー(現任)

【重要な兼職の状況】

- のぞみ総合法律事務所パートナー
- 新生信託銀行株式会社 社外監査役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士資格およびコンプライアンス・オフィサー資格を有し、のぞみ総合法律事務所のパートナーを務め、企業のリスク管理、コンプライアンス、危機管理等の弁護士業務に従事しているとともに、社外監査役の立場から企業経営に対する監督を行っております。

その経歴を通じて培った専門的見識を当社および当社グループの経営に活かしていただけるものと判断し、新たに社外取締役としてご選任をお願いするものであります。

独立性に関する事項

当社は、候補者がパートナーを務めるのぞみ総合法律事務所に弁護士報酬の支払いを行っておりますが、その額は当社連結売上原価の0.001%未満であり、独立性は十分に確保されるものと判断しております。

募集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告



所有する当社株式数

0株

候補者番号

6

さとう のぶ ゆき
佐藤 信行

(1962年8月6日生)

新任

社外

独立役員

〔略歴、当社における地位および担当〕

1992年4月 中央大学法学部兼任講師
1995年4月 釧路公立大学経済学部専任講師
1997年4月 釧路公立大学経済学部助教授
2001年4月 尚美学園大学総合政策学部教授
2006年4月 中央大学大学院法務研究科教授（現任）
2011年1月 中央大学副学長（2014年11月退任）
2020年7月 中央大学副学長（現任）
2021年4月 中央大学教育力研究開発機構長（現任）

〔重要な兼職の状況〕

中央大学大学院法務研究科教授
中央大学副学長
日本弁護士連合会外国法事務弁護士懲戒委員会委員
地方公共団体情報システム機構本人確認情報保護委員会委員
地方公共団体情報システム機構認証業務情報保護委員会委員

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者は、過去に会社経営に直接関与した経験はありませんが、地方自治体の情報システム導入や個人情報保護に関する教育研究実績および公職経験が豊富であります。また、当社の主要業務かつ今後の注力事業となる地方自治体向けの新たな各種情報処理（ITサービス）業を推進するうえで、大変重要な領域についての造詣が深く、その経歴を通じて培った専門的見識を当社および当社グループの経営に活かしていただけるものと判断し、新たに社外取締役としてご選任をお願いするものであります。

独立性に関する事項

当社は、候補者が副学長を務める中央大学に新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済困窮学生への支援のための寄付を行っております。なお、当社と地方公共団体情報システム機構との取引額は、当社連結売上原価の0.001%未満です。また、当社の子会社である株式会社アイネス総合研究所と中央大学との間にはアドバイザリーに関する契約がありますが、その取引額は当社連結売上原価の0.01%未満です。したがって、独立性は十分に確保されるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者の大森 京太、金 群、村上 嘉奈子および佐藤 信行の各氏は、社外取締役候補者であります。当社は、大森 京太氏および金 郡氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、各氏の選任をご承認いただいた場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。村上 嘉奈子氏および佐藤 信行氏の選任をご承認いただいた場合、新たに各氏を独立役員として届け出る予定であります。
3. 大森 京太および金 群の各氏と当社とは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額としております。大森 京太氏、金 群氏、村上 嘉奈子氏および佐藤 信行氏の選任をご承認いただいた場合、大森 京太および金 群の各氏との間で同契約を継続するとともに、村上 嘉奈子および佐藤 信行の各氏との間で同契約を締結する予定であります。
4. 当社は、吉村 晃一、塚原 進、大森 京太および金 群の各氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、各氏の選任をご承認いただいた場合、同契約を継続するとともに、村上 嘉奈子氏および佐藤 信行氏の選任をご承認いただいた場合、各氏との間で同契約を締結する予定であります。なお、当該補償契約の概要については、28ページをご参照ください。
5. 当社は、保険会社との間で当社取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約を継続し、その後更新する予定であります。各候補者の選任をご承認いただいた場合、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の概要については、28ページをご参照ください。

(ご参考) 本定時株主総会後の取締役のスキル・マトリックス

番号	氏名	当社における地位	知識・経験・能力等				
			経営経験	財務・会計	法務	業界知識	国際性
1	吉村 晃一	代表取締役	○			○	
2	塚原 進	取締役	○	○			
3	大森 京太	社外取締役	○			○	○
4	金 群	社外取締役				○	○
5	村上 嘉奈子	社外取締役	○		○		
6	佐藤 信行	社外取締役	○		○	○	

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであり、補欠の社外監査役候補者であります。



所有する当社株式

0株

はや ふね かつ とし
早 船 勝 利 (1971年5月21日生)

社外

独立役員

【略 歴】

1992年10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所
1996年5月 公認会計士登録（現在）
2000年9月 株式会社東京三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行
2002年4月 監査法人トーマツ 金融インダストリーグループ部門入所
2007年6月 同法人 ファイナンシャルアドバイザーサービス部門パートナー
2012年7月 デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社（現 デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社）に転籍、パートナー
2019年10月 y k r アカウンティングアドバイザー合同会社 代表社員（現任）

【重要な兼職の状況】

y k r アカウンティングアドバイザー合同会社 代表社員

補欠の社外監査役候補者とした理由

候補者は、過去に会社経営に直接関与した経験はありませんが、公認会計士として財務会計に精通しており、監査法人において多数の上場企業の監査に関与され、その経歴を通じて培った専門的見識をもって当社経営の監督を行っていただけるものと期待できるため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

独立性に関する事項

候補者の各兼職先と当社との間には、取引関係はなく、独立性は十分に確保されるものと判断しております。

- (注) 1. 補欠監査役候補者の早船 勝利氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役として就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 同氏が監査役に就任した場合、同氏と当社とは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額といたします。
4. 同氏が監査役に就任した場合、同氏と当社とは、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結する予定であります。なお、当該補償契約の概要については、28ページをご参照ください。
5. 当社は、保険会社との間で当社監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、同氏が監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、その後更新する予定であります。なお、当該保険契約の概要については、28ページをご参照ください。

以上

(提供書面)

事業報告

(自 2021年4月1日
至 2022年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当期における当社グループの属する情報サービス産業は、新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」といいます）拡大の影響により、引き続き厳しい状況が続いているものの、本格的なDX（デジタル・トランスフォーメーション）時代の到来を迎え、グループ経営下での新たな事業ポートフォリオへの転換、企業経営のデジタル化を加速させる動きやニューノーマル時代を見据えた投資が行われてきました。

このような状況下、当社グループは、安全・安心な社会の創生をコンセプトとする「2023中期経営計画」の初年度となる当期は、その土台構築と位置付けて、2021年4月より新たにDX事業を強力に推進するための専任組織を新設し、既存事業部門の人員の大幅シフトを実施、マーケティング活動、研究開発、人材育成に積極的に取り組みました。さらに、業務資本提携先である株式会社三菱総合研究所グループ他、お客様のDXニーズに資するソリューションを有する企業との協業を推進いたしました。

当社の主要事業である自治体ビジネス分野におきまして、総務省策定の「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」に基づき、2025年度予定の自治体業務システムの標準化仕様が昨年8月に明らかになりました。これら自治体システムの標準化は、当社基幹商品の「WebRings」の開発、販売戦略の大幅な見直しを強いられましたが、既存の行政手続き・行政事務、さらには周辺業務のデジタル化に向けた大きなDXビジネスチャンスと捉え、自治体のDX化を支援する有力なソリューションとして、自治体との各種実証実験や、先進的な技術を要する機能の開発、複数企業とのアライアンスを通じたソリューションの組み込み等、新たな施策を推進しました。

また、ニューノーマル時代を見据えた取り組みとしては、新型コロナの拡大防止に努めつつ、社員の積極的なテレワークや時差出勤の推進、会議のオンライン化、サテライトオフィスの整備などを進め、全社ベースでの生産性向上を図るとともに、中長期的に持続可能な経営の実現に向けた「働き方改革」を継続しました。

当期の売上高は400億33百万円と、主に金融分野やグループ会社での減収を主因として前期比3.7%減となりました。

業種別には、公共分野につきましては、新型コロナワクチン接種、各種福祉関連給付金に関わる制度・施策案件などがあり、166億68百万円（前期比2.5%減）と、前期並みの水準の売上高を計上しました。

金融分野につきましては、新型コロナの影響を最も受けた前々期以降、金融機関を中心にデジタル化に向けたシステム投資が回復基調にあります。当期は前期比、減収の114億19百万円（同4.8%減）となりました。

産業分野につきましては、小売業などのIT投資需要の回復に伴い、69億42百万円（同2.5%増）と増収となりました。

その他グループ会社において前期に売上増加に寄与したBPO入札案件が、当期には案件規模が縮小したことにより50億3百万円（同12.3%減）と減収となりました。

商品・サービス別では、公共分野における新型コロナ対策案件等の拡大により運用が増加しました。

損益面においては、国による自治体システム標準化の動きに備えたソフトウェア投資戦略の大幅な見直し、ニューノーマル対応のための各種インフラ整備などの一過性のコスト増、自治体DXに対応するための研究開発費増、グループ会社等の減収影響などがあり、営業利益は19億63百万円（前期比29.5%減）、経常利益は20億60百万円（同29.6%減）と大幅な減益となりました。親会社株主に帰属する当期純利益では、13億円（同9.2%減）となりました。

なお、当社は、当期の期首より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「新基準」といいます）等を適用しております。前期以前につきましては、新基準等適用前の数値を使用しております。

資本政策においては、「2023中期経営計画」におけるROE7%の達成と株主還元強化を目的に2021年8月から2022年3月までに総額46億円の自己株式取得を実施しました。また、株式会社東京証券取引所の市場区分再編に伴い、当社は2022年4月をもって新市場区分である「プライム市場」に移行しました。

【業種別連結売上高】

区 分	期 別	第 59 期 2020年度		第 60 期 2021年度		対前期 増減率 (%)
		売上高 (百万円)	構成比 (%)	売上高 (百万円)	構成比 (%)	
公	共	17,095	41.1	16,668	41.6	△2.5
金	融	11,999	28.9	11,419	28.6	△4.8
産	業	6,772	16.3	6,942	17.3	2.5
そ	の	5,706	13.7	5,003	12.5	△12.3
合	計	41,573	100.0	40,033	100.0	△3.7

(2) 設備投資等の状況

当期においては、前期に引き続きテレワーク環境の充実化を図り、新たに首都圏にサテライトオフィス4箇所を開設してその環境整備を行い、設備投資総額は7億21百万円となりました。

(3) 資金調達の状況

特に記載すべき資金調達はありません。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 57 期 2018年度	第 58 期 2019年度	第 59 期 2020年度	第 60 期 2021年度
売 上 高 (百万円)	38,143	42,278	41,573	40,033
経 常 利 益 (百万円)	2,233	2,957	2,925	2,060
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	1,492	2,063	1,432	1,300
1 株当たり当期純利益 (円)	56.93	86.72	60.16	57.23
総 資 産 (百万円)	54,443	52,677	51,261	46,827
純 資 産 (百万円)	36,538	37,868	38,795	34,620
1 株当たり純資産 (円)	1,537.45	1,590.87	1,629.73	1,665.00

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）に基づき、また、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）に基づき算出しております。

2. 第59期2020年度以前の各数値については、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用する前の数値となっております。

(5) 対処すべき課題

① 当社グループの経営環境について

2021年度の日本経済は、新型コロナウイルスの新規感染者数の増減による緊急事態宣言等の発出と解除に伴い、経済活動の制限と緩和が繰り返されてきました。そのような状況の中、景気は緩やかに持ち直してきており、2022年3月内閣府発表の2次速報値では、2021年の実質GDP成長率は前年比+1.6%と予測されています。

しかしながら、新規感染者数の今後の動向や、ウクライナ情勢を受けた世界的な政治的・経済的不安による個人消費・企業業績への影響など、先行き不透明感は依然として根強く、今後、成長が失速するリスクが懸念されています。

一方で、行政や民間におけるデジタル化に向けた動きは堅調に推移しています。2021年9月には、デジタル社会形成の司令塔として、未来志向のDXを大胆に推進し、デジタル時代の官民のインフラを今後5年で一気に作り上げることを掲げたデジタル庁が発足しました。行政や民間におけるデジタル化の動き

は、サービスモデルやビジネスモデルの変革による中長期的な企業価値の向上や競争力の強化に向けて、活発化しています。

② 当社の経営戦略について

当社は、経営理念ならびに「2023中期経営計画」のグランドコンセプトとして「安全・安心な社会の創生」を掲げており、政府の「目指すべきデジタル社会のビジョン」で示された社会と同じ未来を目指しています。総務省は、この社会の実現のためには、住民に身近である自治体、とりわけ市区町村の役割が極めて重要であると示しており、これまで多くの自治体にITサービスを提供してきた当社のノウハウや強みを最大限に生かせるデジタル社会の実現は、当社の責務であるとともに、大きなビジネスチャンスであると捉えています。

2023年3月期は、「2023中期経営計画」の2年目にあたるどころ、中期経営計画実現に向けた取り組みとして、以下の4つを推進します。

【自治体DXから地域・民間DXへ】

自治体DXを通じて地方自治体と連携し、地域の民間企業、住民、地域金融機関が抱えている様々な課題を解決し、地域・民間DXを推進します。

DXを推進するコーディネーターとして、戦略ロードマップの策定やテクノロジーの選定、データサイエンスによる分析等、さまざまな支援を推進していくために、2022年4月にDX事業を推進する組織体制をさらに強化し、提案力・技術力の向上、アライアンス戦略の推進によるサービス展開の拡充に取り組んでまいります。

【行政システム（WebRings）標準化対応】

今年度より開始するWebRings提供自治体のシステム標準化導入支援を着実に実施するとともに、当社の強みを活かしたDXの支援に取り組めます。

自治体分野における当社の豊富なサービスメニューや顧客基盤と、株式会社三菱総合研究所の社会課題解決への知見・ノウハウを組み合わせ、手続きのワンストップ、ノンストップを実現し、自治体の行政手続のオンライン化（住民接点の総合デジタル化、住民の利便性向上）、バックオフィスのデジタル化（業務改革、データ活用による住民サービス向上）等によるDXを推進してまいります。

【グループ会社戦略の推進】

グループ経営のシナジー効果を追求するため、BPO業務と運用業務の当社グループ内での移管、集約を2023年4月に実施します。当社グループ内で業務を集約することで、業務の自動化・効率化を実現し、人的リソースの専門性・機動性を高め、収益性の向上を図ります。また、当社グループの事業再編により、DXグループ企業として当社グループの企業価値の向上を図るとともに、リスク管理の徹底によるガバナンス強化を通じて経営基盤を強化します。中期経営計画の達成、ひいては安全・安心な社会の実現に向けて、当社

グループ一体となって取り組んでまいります。

【サステナブル経営の推進】

2020年10月から導入した、社員が自律的に働く時間や場所を選択できる「新しい働き方」を推進していきます。多様な社員が働くことのできるインフラを整備し、生産性の向上とワークライフバランスを実現します。また、Gold（シングルスター）に認定された「iCD（iコンピテンシ デクショナリ）」などのIT人材育成指標を活用し、人材育成・タレントマネジメントを推進します。

社員一人ひとりが輝き、持続的に成長し、活躍することのできる環境・風土の醸成を継続して推進し、「アイネスウェルビーイング」を実現することにより、サステナブル経営を推進してまいります。

(6) 主要な事業内容

当社の主な事業内容は以下のとおりです。

分野	事業内容
公共分野	自治体業務の効率化や住民サービスの向上を実現するため、行政システム（WebRings）や多様化する住民ニーズに応えるサービスを提供する事業
金融・保険分野	金融機関のニーズや課題に対して、コンサルティングから開発・保守・運用にいたるまで、幅広いサービスを提供する事業
産業分野	流通業や製造業、サービス業などのさまざまな分野に、最適なITソリューションやアウトソーシングサービスを提供する事業
D X 分野	自治体DX、地域・民間DXの実現に向け、DXコーディネーターとして社会課題解決を見据えた新たなソリューションを提供する事業

(7) 重要な子会社の状況

重要な子会社の状況は、次のとおりであります。

会社名	当社の持株比率 (%)	主要な事業内容
株式会社アイネス総合研究所	100.0	IT関連事業や技術動向等に関する調査研究・サービス業
株式会社KDS	100.0	システムの開発・運用、人材派遣およびデータエントリーサービスの提供
株式会社SKサポートサービス	100.0	クラウドサービスの提供
株式会社アイネス総合サービス	100.0	管理事務代行サービスおよびコーポレート業務支援

(注) 1. 当社の持株比率は、議決権の数に基づき算出しております。

2. 前期において子会社でありました株式会社アイ・エス・エスは、2022年3月11日付で清算終了いたしました。

(8) 主要な事業所

① 当社の主要拠点

名称	所在地
東京本社	東京都中央区
晴海オフィス	
横浜事業所(登記上の本店所在地)	神奈川県横浜市
関東サービスセンター	埼玉県越谷市
北海道支社	北海道札幌市
東北支社	宮城県仙台市
中部支社	愛知県名古屋市
関西支社	大阪府大阪市
中国支社	広島県広島市
九州支社	福岡県福岡市

② 子会社の主要拠点

会社名	所在地
株式会社アイネス総合研究所	神奈川県横浜市
株式会社KDS	東京都千代田区
株式会社SKサポートサービス	神奈川県横浜市
株式会社アイネス総合サービス	神奈川県横浜市

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
1,527名	87名 減

(10) 主要な借入先

特に記載すべき借入先はありません。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 175,477,400株
- (2) 発行済株式の総数 23,900,000株 (うち自己株式 3,107,001株)
- (3) 株主数 5,445名
- (4) 大株主

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社三菱総合研究所	4,052	19.48
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,959	14.23
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,337	6.43
アイネスグループ社員持株会	1,194	5.74
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	974	4.68
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/ JANUS HENDERSON HORIZON FUND	600	2.88
株式会社三菱UFJ銀行	514	2.47
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	487	2.34
J P MORGAN CHASE BANK 385781	268	1.29
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	247	1.18

- (注) 1. 当社は、自己株式を3,107,001株保有しておりますが、上記大株主から除外して表示しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除した株式数 (20,792,999株) により算出しております。

(5) 当期中に職務執行の対価として交付した株式の状況

	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役 (社外取締役を除く)	14,102	3

(6) その他株式に関する重要な事項

- ① 当社は、2021年4月30日の取締役会決議に基づき、取締役および執行役員に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式 (22,045株) の処分を行いました。
- ② 当社は、資本効率の向上と株主還元の充実を図るため、当期において、取締役会決議に基づき、株式会社東京証券取引所における市場買付により、以下のとおり、自己株式を取得いたしました。

取締役会の決議日	2021年7月30日	2021年12月22日	当期合計
取得した株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
取得した株式の総数 (千株)	1,998	1,020	3,018
株式の取得価額の総額 (百万円)	2,999	1,567	4,567
取得期間	2021年8月2日 ~2021年12月21日	2021年12月23日 ~2022年3月29日	

- ③ 当社は、2022年3月29日開催の取締役会決議に基づき、2022年4月5日に3,000,000株の自己株式を消却いたしました。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役	吉 村 晃 一	社長
取 締 役	塚 原 進	専務執行役員
取 締 役	磯 部 悦 男	執行役員 事業企画本部長
取 締 役	大 森 京 太	株式会社三菱総合研究所 特別顧問 NCS&A株式会社 社外取締役
取 締 役	福 原 紀 彦	中央大学 教授 一般社団法人日本資金決済業協会 代表理事・会長 共栄火災海上保険株式会社 社外取締役 一般社団法人大学スポーツ協会 代表理事・会長 宇部興産株式会社 (現 UBE株式会社) 社外取締役 (監査等委員)
取 締 役	金 群	早稲田大学 人間科学学術院 人間情報科学科 教授
常 勤 監 査 役	大 利 一 雅	
監 査 役	友 田 和 彦	パーソルホールディングス株式会社 社外取締役 (監査等委員) 株式会社博報堂DYホールディングス 社外監査役 株式会社大広 社外監査役
監 査 役	芳 賀 良	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授 横浜国立大学大学院国際社会科学府法曹実務専攻 専攻長

- (注) 1. 2021年6月25日開催の当社第59回定時株主総会の終結の時をもって、監査役の吉田 洋氏は退任し、同定時株主総会において、新たに、芳賀 良氏が監査役に選任され、就任いたしました。
2. 取締役の大森 京太、福原 紀彦および金 群の各氏は、社外取締役であります。
3. 監査役3名全員は、社外監査役であります。
4. 監査役の大利 一雅氏は、長年にわたり金融機関での業務執行および企業経営に携わっており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
監査役の友田 和彦氏は、公認会計士として、長年にわたる経験と知見を有しております。
5. 当社は、取締役の大森 京太、福原 紀彦および金 群の各氏ならびに監査役3名全員を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、当社の社外取締役および社外監査役の独立性については、同取引所の独立性基準と同一の基準で判断しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役および各監査役と会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額としております。

(3) 補償契約の内容の概要等

当社は、各取締役および各監査役との間で、会社法第430条の2第1項に定める補償契約を締結しております。

①当該取締役および監査役の氏名

吉村 晃一氏、塚原 進氏、磯部 悦男氏、大森 京太氏、福原 紀彦氏、金 群氏、大利 一雅氏、友田 和彦氏、芳賀 良氏

②当該補償契約の内容の概要

会社法第430条の2第1項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、当該補償契約によって会社社員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、補償対象者がその職務を行うにつき悪意または重大な過失があったことにより損害を賠償する責任を負う場合における当該損害に係る賠償金等については補償の対象としないこととしております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は全額当社が負担しております。

①当該保険契約の被保険者の範囲

当社および子会社の取締役、監査役および執行役員

②当該保険契約の内容の概要

被保険者が会社社員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことによって被保険者が被る損害を填補するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。

(5) 取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に関する事項

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、指名報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名報酬諮問委員会からの答申が尊重されていること

を確認しており、当該決定方針に沿うものであるものと判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

- ・取締役個々の職責に応じた適正かつ適切な対価とし、また、当社グループの短期および中長期の業績向上と持続的な企業価値向上に向け動機づけとなる報酬体系および報酬水準とする。
- ・株主との利害共有を図り、説明責任が果たせる透明性・公正性・合理性が確保された報酬体系および報酬決定手続きとする。
- ・報酬体系および報酬水準については、経営者として、当社グループの持続的な企業価値向上に貢献し、また、当社コーポレート・ガバナンスに資する優秀な人材を登用できることを勘案する。
- ・社外取締役を主体に構成する指名報酬諮問委員会に、報酬の妥当性等の検証を諮問することにより客観性・合理性を確保するとともに、経済情勢、当社業績または他社報酬水準等の動向を踏まえて、報酬体系および報酬水準を随時見直すものとする。

b. 基本報酬の額、報酬を与える時期等の決定に関する方針

基本報酬は、その職責に応じた職務執行の対価として固定額を毎月支給する。

c. 業績連動報酬に係る業績指標の内容および額の算定方法、報酬等を与える時期等の決定に関する方針

業績連動報酬は、単年度の業績指標として各事業年度の連結売上高、連結営業利益、連結当期純利益等の業績および各種経営指標の実績に連動して算出された額を賞与として、毎年6月に支給する。

d. 非金銭報酬の内容および数の算定方法、報酬等を与える時期等の決定に関する方針

非金銭報酬は、株式報酬とし、次の二種類の譲渡制限付株式について、中期経営計画開始年度の5月に支給する。

・勤務条件付譲渡制限付株式

株主の視点に立ち、持続的な企業価値向上に向けたインセンティブとして、一定期間、取締役であることを譲渡制限解除の条件として、当該期間に応じた株数を支給する。

・業績条件付譲渡制限付株式

中期経営計画等で定める中長期的な業績（各種経営指標を含む）計画から設定する目標値の達成のインセンティブとして、計画最終年度終了時に当該目標値が達成されていることを譲渡制限解除の条件として、当該計画期間中の在任期間に応じた株数を支給する。

e. 基本報酬の額、業績連動報酬の額または非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

代表取締役および業務執行取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬および非金銭報酬である株式報酬の三種類で構成する。

社外取締役は、業務執行から独立した立場で経営の監督・助言を行うという観点から、基本報酬のみとする。

代表取締役および業務執行取締役の種類別の報酬割合

基本報酬	業績連動報酬	株式報酬	報酬計
76%	14%	10%	100%

(注) 業績連動報酬は、当該期の業績（連結当期純利益等）に応じて、基準額の0～200%のレンジで決定する。

f. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

取締役の個人別の報酬額は、あらかじめ指名報酬諮問委員会にて役員区分毎に策定された算定基準に基づき算定され、それらの報酬額の決定は、同委員会にて審議の上、その結果は取締役会に答申され、取締役会は、それらの答申内容に基づき、取締役の個別の報酬額を決定する。

② 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	145,856 (20,016)	115,032 (20,016)	18,084 (0)	12,740 (0)	6 (3)
監査役 (うち社外監査役)	31,488 (31,488)	31,488 (31,488)	—	—	4 (4)

- (注) 1. 上記の監査役の員数は、当期末日時点の監査役の員数3名(全員社外監査役)と相違しておりますが、これは、上記員数には、2021年6月25日開催の当社第59回定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役1名(社外監査役)が含まれていることによるものであります
2. 取締役の報酬等の総額は、2009年6月24日開催の第47回定時株主総会において年額300,000千円以内と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分給与・賞与は含まない)。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名(うち社外取締役1名)です。また、2019年6月25日開催の第57回定時株主総会において、取締役(社外取締役は除く)に付与する株式報酬の額として、上記の取締役報酬等の総額の範囲内で、勤務条件付譲渡制限付株式および業績条件付譲渡制限付株式について、それぞれ、年額45百万円以内、株式数の上限として、それぞれ、年60,000株以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は4名です。
3. 監査役の報酬の総額は、2009年6月24日開催の第47回定時株主総会において年額72,000千円以内と決議しておりません。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名(うち社外監査役3名)です。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼 職 す る 法 人 等	兼 職 内 容
社外取締役	大 森 京 太	株式会社三菱総合研究所	特別顧問
		NCS & A株式会社	社外取締役
	福 原 紀 彦	中央大学	教授
		一般社団法人日本資金決済業協会	代表理事・会長
		共栄火災海上保険株式会社	社外取締役
		一般社団法人大学スポーツ協会	代表理事・会長
		宇部興産株式会社（現 UBE株式会社）	社外取締役（監査等委員）
金 群	早稲田大学 人間科学学術院 人間情報科学科	教授	
社外監査役	大 利 一 雅		
	友 田 和 彦	パーソルホールディングス株式会社	社外取締役（監査等委員）
		株式会社博報堂DYホールディングス	社外監査役
		株式会社大広	社外監査役
	芳 賀 良	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院	教授
横浜国立大学大学院国際社会科学府法曹実務専攻		専攻長	

- (注) 1. 大森 京太氏の兼職先である株式会社三菱総合研究所は、当社のその他の関係会社であり、当社と同社との間には業務資本提携契約に基づくシステム提供サービスに関連する取引があります。
2. 当社は、中央大学、早稲田大学および横浜国立大学に、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済困窮学生への支援のための寄付を行っております。
3. 当社の子会社である株式会社アイネス総合研究所と早稲田大学との間には共同研究に関する契約、中央大学との間にはアドバイザーに関する契約があります。
4. その他の各兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。

② 当期における主な活動状況

社外取締役

氏名	取締役会の出席ならびに発言状況および期待される役割に関して行った職務の概要
大森 京太	当期に11回開催した取締役会に全て出席し（出席率100%）、長年にわたり金融業およびITサービスの企業経営に携わった経営の専門家としての豊富な経験と高い見識に基づき、議題や審議事項につき適宜発言・提言を行っております。その他、指名報酬諮問委員会の委員を務め、役員懇談会等の当社の会議体に参加し、経営の専門家としての高い見識や豊富な経験に基づく助言や意見を述べられることにより、当社経営の適切な監督および企業価値の向上に重要な役割を果たしております。
福原 紀彦	当期に11回開催した取締役会のうち10回出席し（出席率90.9%）、長年にわたり弁護士資格を有する大学教授として法令全般の研究に従事することにより培った学識者としての専門的知見および大学学長としての豊富な経験および高い見識に基づき、議題や審議事項につき適宜発言・提言を行っております。その他、指名報酬諮問委員会の委員長を務め、役員懇談会等の当社の会議体に参加し、学識者としての専門的な知識・見識や豊富な経験に基づく助言や意見を述べられることにより、当社経営の適切な監督および企業価値の向上に重要な役割を果たしております。
金 群	当期に11回開催した取締役会に全て出席し（出席率100%）、長年にわたり大学においてコンピュータサイエンスの動向・適用分野についての研究に携わることにより培った技術・事業に関する専門的な知識・経験に基づき、議題や審議事項につき適宜発言・提言を行っております。その他、役員懇談会等の当社の会議体に参加し、技術・事業に関する専門的な知識・経験に基づく助言や意見を述べられることにより、当社経営の適切な監督および企業価値の向上に重要な役割を果たしております。

社外監査役

氏名	取締役会、監査役会の出席ならびに発言状況
大 利 一 雅	当期に11回開催した取締役会に全て出席し（出席率100%）、また、当期に12回開催した監査役会に全て出席し（出席率100%）、長年にわたり銀行・証券会社における業務執行と企業経営に携わり、その経歴を通じて培ったITの専門家としての豊富な経験と高い見識をもって、適宜発言を行っております。
友 田 和 彦	当期に11回開催した取締役会に全て出席し（出席率100%）、また、当期に12回開催した監査役会に全て出席し（出席率100%）、公認会計士としての長年の経験と、その有する財務・会計に関する相当程度の知見から、適宜発言を行っております。

社外監査役

氏名	取締役会、監査役会の出席ならびに発言状況
芳賀 良	当期に新たに就任し、就任後9回開催した取締役会に全て出席し（出席率100%）、また、就任後9回開催した監査役会に全て出席し（出席率100%）、指名報酬諮問委員会の委員を務め、弁護士資格を有する大学院教授として金融商品取引法および会社法に精通しており、その経歴を通じて培った専門的見識をもって、適宜発言を行っております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

① 当期に係る会計監査人としての報酬等

41,400千円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

41,400千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査に対する監査の報酬等の額を区別しておらず、また実質的にも区別できないため、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積の算出根拠などが適切かどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が、会社法第340条第1項各号に該当するものと判断される場合、監査役会で審議し監査役全員の同意によって監査役会が会計監査人を解任する方針であり、会計監査人を解任した場合は、監査役会で選定した監査役がその旨および理由を解任後最初に開催する株主総会において報告する方針です。また、監査役会は、会計監査人の職務の遂行に関する状況等を勘案し、必要があると判断した場合には、当該会計監査人の解任または再任しないことに関する議案の内容を決定し、取締役会が当該議案を株主総会に付議する方針です。

(注) 本事業報告に記載の金額、株式数および比率は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	(22,323)	流動負債	(6,117)
現金及び預金	9,945	買掛金	2,153
受取手形、売掛金及び契約資産	9,323	未払費用	1,170
有価証券	2,300	未払法人税等	593
仕掛品	210	未払消費税等	135
原材料及び貯蔵品	78	前受金	284
前払費用	436	賞与引当金	1,047
その他	41	役員賞与引当金	66
貸倒引当金	△ 13	受注損失引当金	137
		その他	527
固定資産	(24,504)	固定負債	(6,089)
有形固定資産	(1,878)	役員退職慰労引当金	112
建物及び構築物	626	退職給付に係る負債	5,690
工具、器具及び備品	1,248	資産除去債務	267
土地	3	その他	19
無形固定資産	(2,680)	負債合計	12,207
ソフトウェア	2,656	(純資産の部)	
その他	24	株主資本	(34,913)
投資その他の資産	(19,945)	資本金	15,000
投資有価証券	13,586	資本剰余金	14,592
長期前払費用	750	利益剰余金	9,973
繰延税金資産	4,493	自己株式	△ 4,651
その他	1,114	その他の包括利益累計額	(△ 293)
		その他有価証券評価差額金	32
		退職給付に係る調整累計額	△ 326
資産合計	46,827	純資産合計	34,620
		負債及び純資産合計	46,827

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結損益計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	40,033
売上原価	31,556
売上総利益	8,477
販売費及び一般管理費	6,514
営業利益	1,963
営業外収益	121
受取利息	55
受取配当金	11
保険配当金	24
投資事業組合運用益	2
その他	27
営業外費用	23
支払利息	0
自己株式取得費用	18
その他	5
経常利益	2,060
特別利益	6
投資有価証券売却益	6
特別損失	140
固定資産除却損	2
投資有価証券売却損	7
投資有価証券評価損	71
減損	5
解約違約金	52
税金等調整前当期純利益	1,926
法人税、住民税及び事業税	643
法人税等調整額	△ 16
当期純利益	1,300
親会社株主に帰属する当期純利益	1,300

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	(19,765)	流動負債	(5,601)
現金及び預金	7,748	買掛金	2,235
売掛金及び契約資産	8,644	未払金	61
有価証券	2,300	未払費用	926
仕掛品	193	未払法人税等	583
原材料及び貯蔵品	78	未払消費税等	92
前払費用	561	前受金	283
その他の	248	預り金	304
貸倒引当金	△ 9	賞与引当金	876
固定資産	(22,961)	役員賞与引当金	51
有形固定資産	(1,565)	受注損失引当金	137
建物	553	その他の	48
構築物	0	固定負債	(4,938)
工具、器具及び備品	1,008	退職給付引当金	4,633
土地	3	役員退職慰労引当金	61
無形固定資産	(2,654)	資産除去債務	229
電話加入権	16	その他の	13
ソフトウェア	2,634	負債合計	10,539
その他の	4	(純資産の部)	
投資その他の資産	(18,740)	株主資本	(32,137)
投資有価証券	11,876	資本金	(15,000)
関係会社株式	1,089	資本剰余金	(14,592)
関係会社出資金	13	資本準備金	3,750
長期前払費用	680	その他資本剰余金	10,842
繰延税金資産	4,065	利益剰余金	(7,196)
敷金及び保証金	925	その他利益剰余金	7,196
長期貸付金	1	繰越利益剰余金	7,196
施設利用会員権	81	自己株式	(△ 4,651)
その他の	6	評価・換算差額等	(49)
資産合計	42,726	その他の有価証券評価差額金	49
		純資産合計	32,187
		負債及び純資産合計	42,726

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

損益計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	35,029
売上原価	27,695
売上総利益	7,334
販売費及び一般管理費	6,210
営業利益	1,124
営業外収益	461
受取利息	49
受取配当金	370
保険配当金	24
投資事業組合運用益	2
その他	14
営業外費用	21
自己株式取得費用	18
その他	3
経常利益	1,563
特別利益	212
投資有価証券売却益	6
関係会社清算益	205
特別損失	79
固定資産除却損	0
投資有価証券売却損	7
投資有価証券評価損	71
税引前当期純利益	1,696
法人税、住民税及び事業税	399
法人税等調整額	△ 67
当期純利益	1,364

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

株式会社 アイネス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 志村 さやか
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 飯田 昌泰
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アイネスの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイネス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

株式会社 アイネス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 志村 さやか
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 飯田 昌泰
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイネスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

招集
ご通知

株主
総会参考書類

事業
報告

計算
書類

監査
報告

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会、その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容及びその運用状況は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

株式会社アイネス監査役会

常勤監査役 大 利 一 雅 ㊟

監 査 役 友 田 和 彦 ㊟

監 査 役 芳 賀 良 ㊟

(注) 常勤監査役大利一雅、監査役友田和彦、芳賀良は社外監査役であります。

以上

-MEMO-

株主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー
ベルサール東京日本橋 5階コンファレンスセンター



【交通手段】最寄り駅

日本橋駅	東京メトロ	銀座線 東西線	B 6 出口	ビル直結
	都営地下鉄	浅草線		
東京駅	J R	—	八重洲北口	徒歩 8 分
	東京メトロ	丸ノ内線		
三越前駅	東京メトロ	半蔵門線	B 6 番出口	徒歩 5 分